

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度札幌市こども誰でも通園制度総合支援システム移行等業務
発注課	子) 保育推進課
選定事業者	TOPPAN株式会社 東日本事業本部北海道事業部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号 【具体的事由】 本業務は、国が提供するこども誰でも通園制度総合支援システム(以下「国システム」という。)の導入にあたり、「こども誰でも通園制度事務処理センター等運営業務」(以下「事務センター運営業務」という。)において運用する利用予約システム保有の利用者情報及び施設情報を基に、国システムへのデータ移行、施設への操作説明の実施及び令和8年度以降に国から示された給付費請求に係る事務対応を行うものである。 業務の履行にあたっては、事務センター運営業務の受託業者であるTOPPAN株式会社東日本事業本部北海道事業部(以下、「TOPPAN(株)」という。)において、利用者及び施設情報取得や利用予約システムとのデータ切替作業と一体的に行うことで、業務の履行期間の短縮、履行品質の確保が可能となる。 以上のことから、本件業務は競争に付することが不利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するものとする。	
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 (予定価格100万円超の場合に記入)

決定日	2026年 5 月12日
-----	--------------